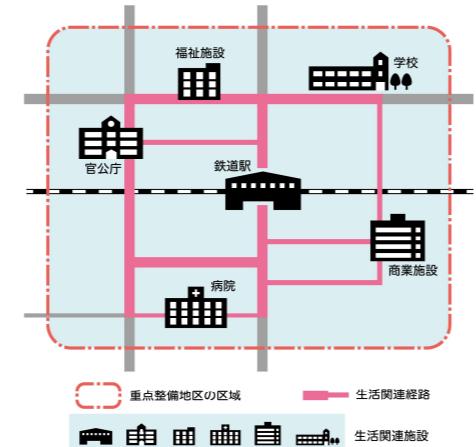


相原駅周辺地区 バリアフリー基本構想【改定版】(概要)

バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法に基づき、重点整備地区(鉄道駅を中心とした地区など)において公共交通機関・建築物・道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する計画です。

町田市では、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に基づき、2013年度までに市内10地区のバリアフリー基本構想を策定し、各地区のバリアフリー化を進めています。



改定の概要

相原駅周辺地区においては、基本構想策定から10年が経過しており、相原駅西口及び東口のまちづくり構想策定や西口駅前広場の整備が行われるなど、まちの状況が変化しています。このような背景を踏まえ、まちづくりの状況に合わせた地区のバリアフリー化をさらに推進するため、2023年度に相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定を行いました。

改定にあたっては、学識経験者、交通事業者、道路管理者、公安委員会、建築物の管理者、市民などで構成される「町田市福祉のまちづくり推進協議会 バリアフリーパート会」において、まち歩き点検などを行いながら検討を進めました。

構想の対象エリア(重点整備地区)の位置・区域

重点整備地区は、都市機能(業務・福祉施設など)が集積しているJR相原駅を中心とした概ね半径500m(一般的な徒歩圏域)の範囲を設定しました。(裏面を参照)

構想の対象となる施設、経路

■生活関連施設

生活関連施設は、日常生活等において高齢者や障がい者などを含めた不特定多数の人が利用すると考えられる施設を設定しました。(裏面を参照)

■生活関連経路

生活関連経路は、主要な生活関連施設間を結ぶ経路を設定しました。(裏面を参照)

基本理念、基本方針

基本理念

高齢者、障がい者、子ども、来訪者など、だれもが鉄道やバスを利用しやすく、日常生活を安全・安心に過ごせるまちを、多様な主体の連携や協働によって目指します。

基本方針1

だれもが安全・安心に移動でき、施設が利用しやすいハード面の取り組みを進めます。

基本方針2

ハード面の対策に加えソフト面からも移動や施設利用がしやすくなるよう、バリアの解消に向けた取り組みを進めます。

基本方針3

地区のバリアフリー化の推進あたり、バリアフリーに関する意識の向上につながる取り組みを進めます。

基本方針4

多様な主体が地区のバリアフリー化の状況を共有しながら、バリアフリーの取り組みを進めます。

基本構想で取り組む内容

ハード事業

【公共交通特定事業】

相原駅のホームドア設置や低床バスの導入などに取り組みます。

【道路特定事業】

町田街道から相原駅東口へのアクセス路整備に合わせた歩道の設置や視覚障がい者誘導用ブロックの設置などに取り組みます。

【建築物特定事業】

堺市民センター内や相原駅自由通路の案内標示の改善や、堺図書館非常口の段差解消などに取り組みます。

【交通安全特定事業】

信号機のバリアフリー化や違法駐車防止のための事業などに取り組みます。

ソフト事業

【ソフト対策事業】

ハード面のバリアフリー対策が難しい内容に関して、障がい特性などに合わせて行われる配慮(合理的配慮)によってバリアの解消に取り組みます。

【教育啓発特定事業】

生活関連施設の職員(社員)、市民、学校(教員・生徒)に対する、バリアフリー意識向上のための教育啓発に取り組みます。

発行:2024年3月

町田市都市づくり部交通事業推進課

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 電話:042-724-4261 FAX:050-3161-6322

相原駅周辺地区バリアフリー基本構想【取り組みの内容】

